

旭市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

住み慣れた地域で 元気に安心して暮らし続けられるまちづくり

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

概要版

令和6(2024)年3月
千葉県 旭市

ごあいさつ



介護保険制度が平成12年4月に施行されてから23年が経過し、今日においては高齢期の暮らしを支える必要不可欠な制度となりました。

人口減少と併せて少子・高齢化が進展する中、全国的には団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年に高齢者人口のピークを迎え、高齢化率も右肩上がりで見込まれています。本市では令和7年をピークに高齢者人口は減少に転じるものの、令和6年2月時点の高齢化率32.3%は、今後もさらに上昇することが見込まれ、医療・介護のニーズが増加する一方で、担い手不足が懸念されております。

本市では、これまで、元気な高齢者が仕事やコミュニティ活動など多方面で活躍できる環境づくりへの支援や、介護が必要な状態になっても安全・安心で豊かな生活を継続して送れるように、医療と介護が連携した拠点と体制づくりに取り組んでまいりました。しかしながら、今後はこれまで以上に、高齢者の皆様が主体的に取り組まれる介護予防活動や住民主体の生活支援など、共に支え合う地域づくりが重要となり、市民の皆様の参画が不可欠になってまいります。

このような本市の実情を踏まえ、この度、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業についての基本的な考えを示した「旭市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、必要な介護サービスの確保とともに、介護予防・日常生活支援総合事業などを市民の皆様と協働で展開することにより、これまで構築してきた「医療、介護、予防・重度化防止、住まい、生活支援」を包括的に確保する地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを目指しています。

「住み慣れた地域で、元気に安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現に向け、引き続き全力で取り組んでまいりますので、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました計画策定委員の皆様をはじめ、様々な機会を通じてご意見をいただきました市民の皆様、ならびに関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月
旭市長 米本 弥一郎

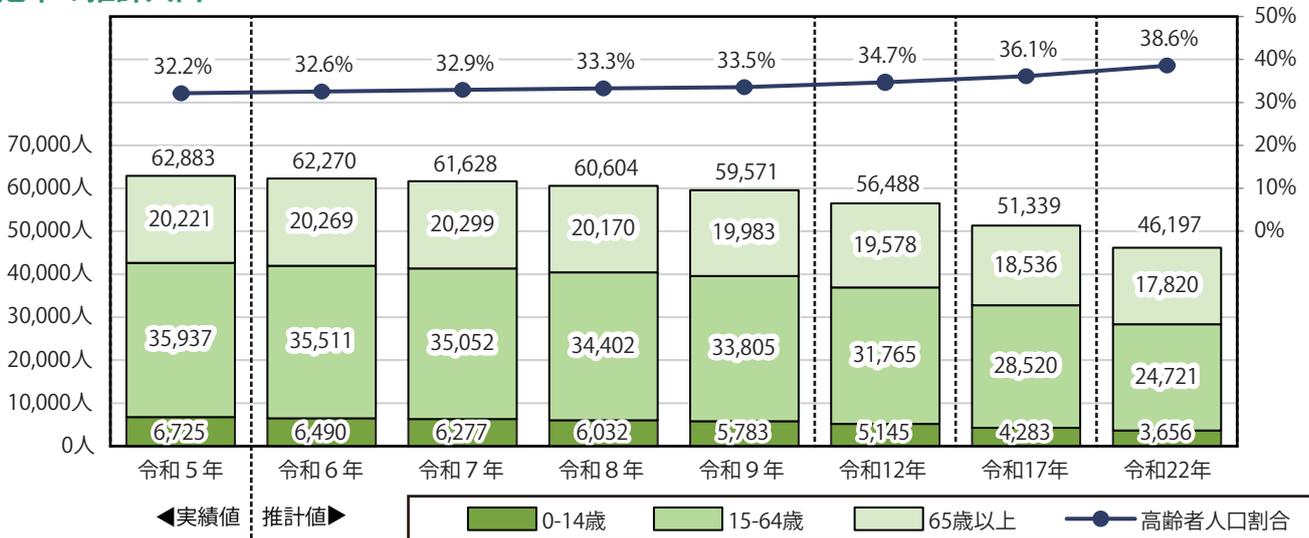
旭市の高齢者数等の将来推計

人口と高齢者人口の推計

本市の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法(同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法)により算出した推計人口をみると、本市の総人口は年々減少し、計画最終年の令和8年には60,604人となることを見込まれます。

65歳以上の高齢者人口は令和7年をピークに減少に転じますが、年少人口と生産年齢人口が一貫して減少することに伴い、高齢化率は増加を続け、令和22(2040)年には38.6%に達する見通しです。

旭市の推計人口



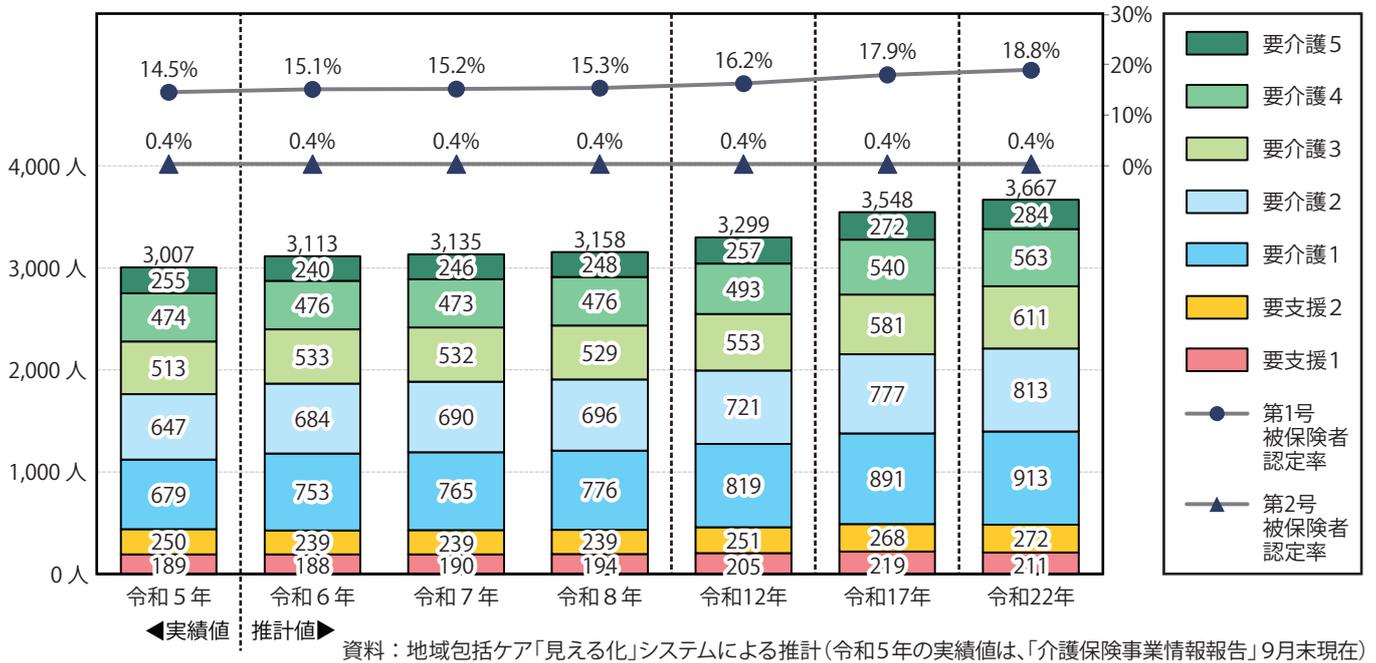
資料：住民基本台帳に基づく推計(各年10月1日現在)

※本計画における推計人口は、直近の住民基本台帳を活用して推計しており、市の将来展望を盛り込んだ第2期旭市総合戦略等の推計人口とは性質が異なるものです。

要支援・要介護認定者の推計

本市の要支援・要介護認定者数の推計をみると、年々増加し、計画最終年の令和8年には3,158人となり、その後も増加を続け、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年には3,667人となることが見込まれます。

旭市の要支援・要介護認定者数の推移



計画の基本理念と基本目標

基本理念

住み慣れた地域で 元気に安心して暮らし続けられるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者福祉サービスや介護保険サービス等の各種の福祉サービスのさらなる充実とともに、人生経験豊かな高齢者が、健康で、地域の様々な活動に参加し、生きがいのある生活をするのできる環境づくりを引き続き進めていきます。

地域に暮らす高齢者や家族が幸せな生活を送れるように市民、地域の活動団体、関係機関、行政の連携を充実させ、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

また、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7(2025)年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

基本目標 1 介護予防と健康づくりの充実・推進

基本目標 2 自立した暮らしを支える地域の体制づくり

基本目標 3 認知症施策の推進と在宅における医療・介護の支援

基本目標 4 安全・安心な生活環境の整備

基本目標 5 介護サービスの充実

主な事業

「通いの場」の立ち上げと運営支援

高齢者が住み慣れた地域で、声をかけ合い、集会所等に集まり、趣味や運動、「あさピー☆きらり体操」を通じた介護予防活動などを自主的に継続して行うことができる「通いの場」の設置を推進します。

今後は、新たな地区での「通いの場」設置に向け、介護予防サポーター等と協力していきます。



地域での「通いの場」での体操

介護予防サポーターの養成と活動支援

介護予防に関する知識や技術を身につけ、地域の支援者となるサポーターを養成します。サポーターが継続して活動できるよう、情報交換や交流、スキルアップを図るための介護予防サポーター連絡会を開催します。

介護予防・生活支援サービス事業の充実化

訪問型サービス

要支援1・2の介護認定を受けた方や、事業対象と判定された方などを対象に、訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や、調理・掃除・洗濯などの家事や生活に関する相談や助言など日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。

令和4年度から地域のボランティアやNPO法人が主体となって、自立した日常生活を営む上で必要な買い物・ゴミ出し・掃除などの簡単な生活援助を提供する訪問型サービスB、3～6か月の短期的にリハビリテーション専門職が利用者の居宅を訪問して、生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・支援を行う訪問型サービスC、移動手段のない高齢者に対して、通所型サービスB、通所型サービスC、通いの場等の実施場所まで送迎する訪問型サービスDを開始しました。これらの多様なサービスを活用し高齢者の再自立に向けた取組を推進していきます。

通所型サービス

通所介護施設で食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで行うサービスです。

令和4年度から地域のボランティア等が主体となって、身近な地域の公共施設等を利用してレクリエーションや介護予防体操などを行う通所型サービスB、3～6か月の短期的にリハビリテーション専門職が運動・栄養・口腔等の要素を組み合わせたプログラムを集中的に提供する通所型サービスCを開始しました。これらの多様なサービスを活用し高齢者の再自立に向けた取組を推進していきます。

○訪問型サービスB (住民主体による支援)	主に住民が主体となって、自宅での家事(買い物や掃除、ゴミ出し、草取り、電球交換など)の手伝いや、話し相手、見守り訪問など日常生活のちょっとした困りごとの支援をします。
○訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	旭いきいき90日チャレンジプログラム：ご自宅でリハビリ専門職が週1回1対1で個別面談し、ご本人に合った運動や自宅での過ごし方について一緒に考え、自立した日常生活を取り戻すための助言を行います。
○訪問型サービスD (移動支援)	「通いの場」や「介護予防教室」等への移動手段のない方への支援を行います。
○通所型サービスB (住民主体による支援)	主に住民が主体となって、家に閉じこもりがちな人を対象に、介護予防体操やレクリエーション等を実施し、体力の低下予防や居場所づくりを行います。
○通所型サービスC (短期集中予防サービス)	旭いきいき90日チャレンジプログラム：通所により、リハビリ専門職が週1回1対1で個別面談し、ご本人に合った運動や自宅での過ごし方について一緒に考え、自立した日常生活を取り戻すための助言を行います。

主な事業

生活支援体制整備事業

本市では、生活支援コーディネーターの配置と協議体(地域の支え合いの中核となるネットワーク)の設置を推進し、地域における高齢者の生活支援のコーディネート機能の充実を図り、互助を基本とした地域の支え合い体制の整備を進めてきました。

令和6年度からは、委託地域包括支援センターの担当地区に合わせて市内に3つの日常生活圏域を設定し、中央地域に第2層生活支援コーディネーターを1名配置します。

第2層生活支援コーディネーターは、地域資源の把握や地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成などの資源開発、関係者間の情報提供やサービス提供主体間の連携体制づくりなどのネットワーク構築を進め、高齢者の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングすることを目的として活動していきます。

また、引き続き、「通いの場」の立ち上げ、支援の継続及び地域の高齢者の交流の場(サロン等)の活動を支援します。

■ 地域包括支援センターの配置と担当地域

※高齢者人口は令和5年4月1日現在

名称	担当地域	高齢者人口 (構成比)	運営形態
旭市中央 地域包括支援センター	旭地域(中央小、矢指小、富浦小学校区)	6,774人 (33.6%)	委託 (機能強化型)
旭市北部 地域包括支援センター	旭地域(豊畑小、共和小、琴田小、干潟小学校区) 干潟地域(萬歳小、中和小、古城小学校区)	6,970人 (34.5%)	委託
旭市東部 地域包括支援センター	海上地域(滝郷小、鶴巻小、嚶鳴小学校区) 飯岡地域(飯岡小、三川小学校区)	6,439人 (31.9%)	委託
旭市基幹型 地域包括支援センター	市全域	20,183人 (100%)	直営

■ 地域包括支援センターの配置と担当地域



■ 旭市シニア生活便利帳

高齢者によりそう地域の情報

旭市シニア生活便利帳



令和6年2月 発行

旭市生活支援体制整備事業協議体

※高齢者の在宅での生活をサポートする情報を掲載しています。

主な施策

認知症施策の推進

令和5年6月に公布された国の「認知症基本法」を踏まえ、増加し続ける認知症に対して早期の適切な診断と、本人や家族への早期対応や支援を行うことにより、認知症の進行の遅延化や家族の介護負担の軽減を図るとともに、「共生」と「予防」を両輪として施策を推進することで、認知症となっても尊厳が保たれ、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

旭市の認知症に対する取り組みの概要

予
防

認知症予防のための普及啓発の推進

- 地域の高齢者を対象に出前講座の開催
- 通いの場の創設 あさぴー☆きらり体操の実施
- 保健事業と介護予防の一体的実施事業での認知症予防講座

気
づ
き

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

- 認知症サポーター養成講座
- 認知症サポーターステップアップ講座
- 介護予防サポーター(あさひ輝きアップサポーター)への普及啓発
- キャラバン・メイトの活動支援
- 認知症講演会の開催
- 民生委員と介護支援専門員の合同研修会の開催
- 広報あさひへの記事掲載
- 「世界アルツハイマーデー」等イベントにおける啓発活動

診
断
・
治
療

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

- 認知症初期集中支援チームの設置と開催
- 主治医・認知症専門医療機関・認知症疾患医療センターとの連携
- かかりつけ歯科・薬局との連携
- 多職種連携研修会の開催
- オレンジ連携シートの活用
- 居宅介護支援事業所ケアマネジャー・サービス事業所との連携
- 認知症コーディネーター・認知症地域支援推進員の配置

在
宅
支
援
・
地
域
で
の
見
守
り

認知症の人の介護者への支援

- 認知症家族交流会
- チームオレンジの活動

認知症高齢者の見守り・安心して暮らせるまちづくりの推進

- 地区民生委員との連携
- 認知症カフェの運営支援
- 地域ケア会議
- 認知症高齢者等SOSネットワーク
- 認知症高齢者等見守りシール交付事業
- 高齢者見守りネットワーク事業
- 認知症高齢者等見守り声掛け訓練
- 認知症コーディネーター連絡会の開催
- 消費者被害の防止 消費生活センターとの連携
- 高齢者の虐待防止
- 成年後見制度の活用促進
- 緊急保護施設の確保



在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができるよう、地域の医療機関と緊密に連携しながら、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を図ります。

地域住民への普及啓発

地域住民が在宅医療や介護について理解し、必要なサービスを適切に選択できるよう「高齢者を支える医療と介護の情報マップ」の配布等による情報提供を行っていきます。

また、人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取りについて理解することも在宅療養を継続するために重要であることから、市民講演会や「私の希望ノート※」の配布・活用等により、普及啓発を図っていきます。

※「今のわたし」「健康管理について」「もしもの時は」等を家族や身近な人と話し合いながら記入する、旭市版エンディングノート。



基本
目標

4

安全・安心な生活環境の整備

主な施策

防災体制の充実

「旭市地域防災計画」に基づき、地震や津波などの災害に際して、地域の高齢者等の安全が確保されるよう、自主防災組織の育成や避難誘導體制の確立、危険箇所の把握、避難場所の確認などに努めます。

また、感染症対策を考慮した避難について、介護関係者や地域の関係者へ周知していきます。このほか、自助・共助の考えのもとに、市民自ら行動できるよう啓発していきます。

成年後見制度利用支援事業

親族等がなく、判断能力が十分でない高齢者の福祉の充実を図るため、成年後見制度利用に係る市長申立ての手続きや経済的負担に関する支援を行います。地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中心となる中核機関の設置や整備について検討していきます。

基本
目標

5

介護サービスの充実

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とする人がニーズに合ったサービスを利用できるよう、近隣市町との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制の整備とサービスの質の向上を図ります。

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

《所得段階別保険料額》

第9期計画(令和6年度～令和8年度)における第1号被保険者の所得段階別の保険料は、保険料基準額(年額66,000円)に保険料率を乗じて求めます。

所得段階	対象者		保険料率	保険料額		
				年額(円)	月額(円)	
第1段階	○生活保護を受給している方		【軽減前】 ×0.455 【軽減後】 →0.285 ^{*2}	18,810	1,568	
	世帯全員が 市民税非課税	○高齢福祉年金を受給している方 ○前年の合計所得金額 ^{*1} +課税年金収入額が 80万円以下の方				
第2段階		○前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円を超えて120万円以下の方		【軽減前】 ×0.685 【軽減後】 →0.485 ^{*2}	32,010	2,668
		第3段階	○前年の合計所得金額+課税年金収入額が 120万円を超えている方		【軽減前】 ×0.69 【軽減後】 →0.685 ^{*2}	45,210
第4段階			本人が 市民税非課税		×0.9	59,400
		第5段階	(世帯に市民税 課税者がいる)			
第6段階			○前年の合計所得金額が 120万円未満の方		×1.2	79,200
		第7段階	○前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の方			
第8段階			○前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方		×1.5	99,000
		第9段階	○前年の合計所得金額が 320万円以上420万円未満の方			
第10段階			本人が 市民税課税		×1.9	125,400
	第11段階	○前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満の方		×2.1		
第12段階		○前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方			×2.3	151,800
	第13段階	○前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方		×2.4		
○前年の合計所得金額が 720万円以上の方						

※1 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※2 低所得者(市民税非課税世帯)の介護保険料軽減強化として、公費による負担が行われます。保険料額は軽減後の金額です。

発行：旭市

編集：旭市 高齢者福祉課

〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地

TEL：0479-62-5308

URL：<https://www.city.asahi.lg.jp/>